19　地域の農林水産物の利用の促進に関する基本理念

地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを強めること、地域の農林漁業及び関連事業の振興により地域の活性化に資すること、消費者の豊かな食生活の実現に資すること、食育と一体的に推進すること、都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進すること、我が国の食料自給率の向上に寄与すること、環境への負荷の低減に寄与すること、及び多様な主体の連携の強化等によりその一層の促進を図ることを旨として行われなければならないこととした。（第二六条～第三三条関係）

20　地域の農林水産物の利用の促進に関する国の責務等

地域の農林水産物の利用の促進に関する国及び地方公共団体の責務について定めた。（第三四条及び第三五条関係）

21　生産者等の努力等

生産者等、事業者及び消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとした。（第三六条～第三八条関係）

22　地域の農林水産物の利用の促進に関する財政上の措置等

地域の農林水産物の利用の促進に関する政府の財政上及び金融上の措置等について定めた。（第三九条関係）

23　地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針

農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を定めることとした。（第四〇条関係）

24　都道府県及び市町村の促進計画

都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めることとした。（第四一条関係）

25　地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備

㈠　国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四二条第一項関係）

㈡　国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとした。（第四二条第二項関係）

26　直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進

国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、直売所の運営及び機能の高度化、既存の施設の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四三条関係）

27　学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭や食品関連事業者との連携の強化等の必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四四条関係）

28　地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、農林水産物の安定的な供給を確保するため、多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四五条関係）

29　地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進等の必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四六条関係）

30　人材の育成等

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成等を図るため、研修の実施等の必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四七条関係）

31　国民の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四八条関係）

32　調査研究の実施等

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究等の必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四九条関係）

33　多様な主体の連携等

㈠　国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとした。（第五〇条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、その地域において、多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第五〇条第二項関係）

34　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

㈡　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第二三六号）（国土交通省）

1　指定区間内の国道に係る占用料の額を改定することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三七号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、新しい公共支援事業交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。